

1. ・平成 25 年 11 月の決定時の議事録の公開、経済面での 4 つの費用項目の見積もりの公開、について

組合の行政情報につきましては、知多南部広域環境組合情報公開条例に基づき、公開の可否、公開の範囲、公開の時期等を判断しています。

建設予定地の変更に関する経過等は、組合ホームページ等でお知らせしているとおります。

なお、建設予定地の決定について、平成 25 年 11 月 11 日組合議会議員連絡会議で説明した評価資料を添付しましたのでご参照ください。

・大きな問題は絶対発生しないのか、すべての事実関係を問う、について

候補地選定にあたっては、法令等規制を受けない土地であることを条件に武豊町が選定していますので、大きな問題の発生はないと考えています。発生した場合、法令等を遵守し対応していきます。

・最終処分場形質変更ガイドラインを基に議論すれば今回の問題は発生しなかった、について

半田クリーンセンターで事業を継続するためには、このガイドラインに沿った対策工事が必要であり、その工事に多額の費用と期間がかかるものです。

・公開できないなら、第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画第 6 章 3 項に違反するが問題ないか、について

広域ごみ焼却施設等の整備に際しては、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるよう取り組む方針です。

2. 半田市クリーンセンターを提案した半田市の責任は、ムダ金の責任は、具体的なアクションは、について

半田市が建設候補地として半田クリーンセンター敷地内を提案したのですが、2市3町により建設予定地として承認され、その後の環境影響評価調査の結果を受けて、新たな候補地と比較検討することとなりました。これらは、組合事業として取り組んできたことであり、組合として建設候補地の変更を決定したものであります。

3. 現候補地中山製鋼工場跡地の土壤汚染調査はどこに依頼したか、またその数値を公開してほしい、について

建設候補地を武豊町が選定する際に、「旧最終処分場などにより、土地の汚染リスクを有さない土地であること」を条件に選定していますので、組合として現時点では土壤汚染調査は実施しておりません。

4. 候補地選定の際、経済面評価における土地関連整備費（土壌対策費）が武豊町の場合、19.8億円となっているが、実際の汚染対策により、それ以上の費用が発生すれば候補地評価結果が変わってくる。その場合責任の所在はどこか、どのような責任をとるのか、について

土地関連整備費 19.8 億円は、一定の基準をもって概算額として算出したものであり、土壌対策費は含まれていません。仮に汚染が判明した場合には原因を調査し、適切に対応していきます。また、原因者には相応の負担を求めることもあります。

5. 今後武豊で使用される焼却炉はストーカ方式であるが、20年間ごみを燃やすという方式で行なっていくのか、環境に即した方法を導入するか、について

ごみ焼却施設を建設してから20年間はごみを焼却します。また、環境に配慮した施設を建設します。

6. 購入した武豊の土地が 20 年後に汚染されていた場合、汚染処理費はどれくらい見込んでいるか、について

ごみ処理施設の建設及び稼動により土地が汚染されることはないと考えています。

7. 知多南部広域環境組合として、大型ごみ焼却炉建設事業に対する最優先事項は何か、について

ごみ処理施設技術検討委員会に諮問する際、知多南部地域の現状や地域特性を考慮した効率的で経済的な広域処理を目指すという基本的な考え方の中で、①安全で安心な施設、②環境に配慮した施設、③循環型社会及び低炭素社会形成の拠点となる施設、④住民に開かれた施設、⑤費用対効果を考慮した施設 の 5 項目を組合の基本方針としております。

8 武豊町の土地を購入するにあたっての条件及び土地付き民間提案について

新しい建設予定地の買収については、地権者より同時に施設建設予定地以外の土地の買収が土地売買の条件とされています。

候補地の評価にあたっては、この土地部分の費用も算入し、経済面の評価を行いました。

また、買収後は、土地利用について十分検討し、資産としての活用方法など対応していきたいと考えています。

地元対策費の 16 億円については、前建設予定地であった時は、半田市に対し組合が負担することで合意されていたものであり、建設予定地が武豊町に変更されたことに伴い、武豊町に対し支払うことに変更されたものです。

半田市に提案された民間提案については、半田市としての立場で回答させていただきます。

民間提案については、一民間事業者の土地を利用してごみ処理施設を新設するとともに、一部既存施設及び人材を活用することにより費用の削減（約 26 億円、土地購入費等は算入した額）が図られるものとされています。

半田市として、一民間事業者の土地、既存施設等を活用する点において、広く民間事業者から提案を募るべき PFI 事業としての公平性の確保が困難であり、これを解消する時間的余裕も現時点ではないこと。また、ごみ処理施設の長期的運営及び事業の継続性についての課題や、民間事業者に

